

# 新潟県名水ネットワーク会議設置要綱

## 1 目的

県内の湧水や清流などの豊かな水環境を活かす地域の取組を推進するため、名水を有する地域をはじめ、名水を保全する活動に取り組む行政機関・団体等が連携する組織として、新潟県名水ネットワーク会議（以下「会議」という。）を設置する。

## 2 活動内容

会議は、前項の目的を達成するため、次の事項について活動を行う。

- (1) 名水の保全に係る情報交換及び交流
- (2) 名水を保全する活動に取り組む地域及び行政機関・団体等による連携した活動の推進
- (3) その他、名水の保全活動を推進するために必要な事項

## 3 会議

- (1) 会議は、別記に掲げる名水の保全活動に取り組む地域及び行政機関・団体等（以下「構成員」という。）で構成する。
- (2) 会議に座長を置き、構成員の中から互選する。
- (3) 会議への参加は、別に定める様式により座長へ申し込むこととする。

## 4 運営

- (1) 会議は、必要の都度、座長が招集する。
- (2) 座長は、会議を代表し会務を総理する。
- (3) 座長は、名水の保全活動の推進に必要があると認めたときは、オブザーバーとして構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。
- (4) 会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

## 5 事務局

会議の事務局は、新潟県県民生活・環境部環境対策課に置く。

## 6 その他

この要綱に定める事項のほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則 この要綱は、平成22年1月25日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年2月19日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年10月14日から施行する。

## 別記

### 1 名水を保全する活動に取り組む地域

- ・村上市大毎集落（吉祥清水）
- ・龍ヶ窪対策委員会（龍ヶ窪の水）
- ・長岡市西中野俣区（杜々の森湧水）
- ・妙高市杉野沢地区（宇棚の清水）
- ・上越市柿崎区東横山集落（大出口泉水）

### 2 行政機関・団体等

- ・村上市
- ・関川村
- ・新発田市
- ・阿賀町
- ・新潟市（環境対策課及び西蒲区役所）
- ・燕市
- ・長岡市（栃尾支所）
- ・魚沼市
- ・南魚沼市
- ・十日町市
- ・津南町
- ・柏崎市
- ・上越市
- ・妙高市
- ・一般財団法人 新潟県環境衛生研究所
- ・新潟県（環境対策課）